



三労発基 1225 第4号
令和2年 12月 25日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査との整合が図られ、別添のとおり取扱うこととされました。

つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨を御理解の上、傘下団体、会員、事業場等に対して周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。